

平成20年12月12日、国籍法が改正されました。これにより出生後でも日本人に認知されていれば、父母が結婚していない場合にも届出によって日本の国籍を取得することができるようになりました(平成21年1月1日施行)。

1. 日本の国籍を取得するための要件

次の要件に該当する方は、法務大臣に届け出ることによって日本の国籍を取得することができます。

国籍を取得しようとする方が

- ・父又は母に認知されていること
- ・20歳未満であること
- ・日本国民であったことがないこと
- ・出生したときに、認知をした父又は母が日本国民であったこと

認知をした父又は母が、現に(死亡している場合には、死亡した時に)日本国民であること

2. 届出の方法

本人(15歳未満のときは法定代理人)が届出先に出向き、書面によって届出ることが必要です。

・届出先

本人が日本に住所を有する場合 住所地を管轄する法務局・地方法務局
本人が海外に住所を有する場合 日本の大使館又は領事館

3. 嘘の届出に対する刑罰

本当は自分の子ではないのに、自分の子だとして嘘の認知の届出をしたり、嘘の認知を利用して国籍取得の届出をすると処罰されることがあります。

嘘の認知届 公正証書原本不実記載罪 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

嘘の国籍取得届 **国籍法第20条の罪 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金(新設)**

国籍法第20条の罰則は、日本の大使館又は領事館においてされた届出についても適用されます。

市区町村への国籍を取得した旨の届出 公正証書原本不実記載罪 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

4. 国籍取得に関する経過措置

すでに20歳を超えているなど、現在は国籍法第3条第1項の要件に該当しない方でも、下記に該当する方は、平成23年12月31日までに法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取

得することができます。

対 象 者	国籍を取得する時
<p>昭和58年1月2日以後に生まれた方で、生まれた時に父が日本人であり、20歳に達するまでにその父に認知された方。</p> <p>ただし、父が今も(死亡しているときは死亡した時に)日本人である必要があります。(附則第4条第1項)</p>	<p>届出の時(附則第4条第2項)</p>
<p>平成20年6月4日までに国籍取得の届出書を提出した(従前の届出)が、父母が結婚していなかったため、日本の国籍を取得することができなかった方(附則第2条第1項)</p>	<p>昭和60年1月1日から平成14年12月31日までに届け出していた方(附則第2条第3項本文)</p> <p>新たに届け出た時</p>
	<p>平成15年1月1日から平成20年6月4日までに届け出していた方(附則第2条第3項ただし書)</p> <p>従前の届出の時</p>
<p>のにより国籍を取得した方の子で、その父又は母が日本の国籍を取得するまでに生まれた子(ただし、父又は母がした従前の届出以後に出生した子に限られます。)(附則第5条第1項)</p>	<p>届出の時 (附則第5条第2項)</p>

以上